

# 寝屋川市ブロック塀等 撤去補助制度概要

## 注意事項：

- ブロック塀等の撤去到既に着手している場合は、受付することができませんので、必ず事前にご相談ください。
- 予算の範囲内で補助申請を受け付けします。（先着順）
- このパンフレットは補助制度の概要を示したものであり、全てを網羅したものではありません。
- 申請の受付期間は令和5年12月28日までです。
- 詳細は<住宅政策課>にお問い合わせください。  
（申請の流れ、補助要件等をご確認ください。）

## 問合せ

寝屋川市 まちづくり推進部 住宅政策課  
電話：072-825-2266

## ブロック塀等撤去補助

補助金額：ブロック塀等の撤去費用の100%（上限40万円）又は見附面積1㎡につき15,000円乗じた額のいずれか低い方）。

補助対象：通学路等(※1)に面するブロック塀等(※2)で、倒壊した場合、通学路等に被害を及ぼす恐れがあり、建築基準法への適合や安全性に課題があるもの。

※1 通学路等…小学校から教育委員会へ通学路として報告のあった道等。（登校班の集合場所から学校までの経路に限る。）

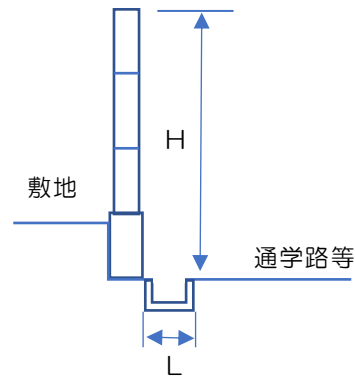
※2 ブロック塀等…補強コンクリートブロック造、れんが造、石造、土造、組立式コンクリート造で高さ60cmを超える塀。

撤去前のブロック塀等の状況：

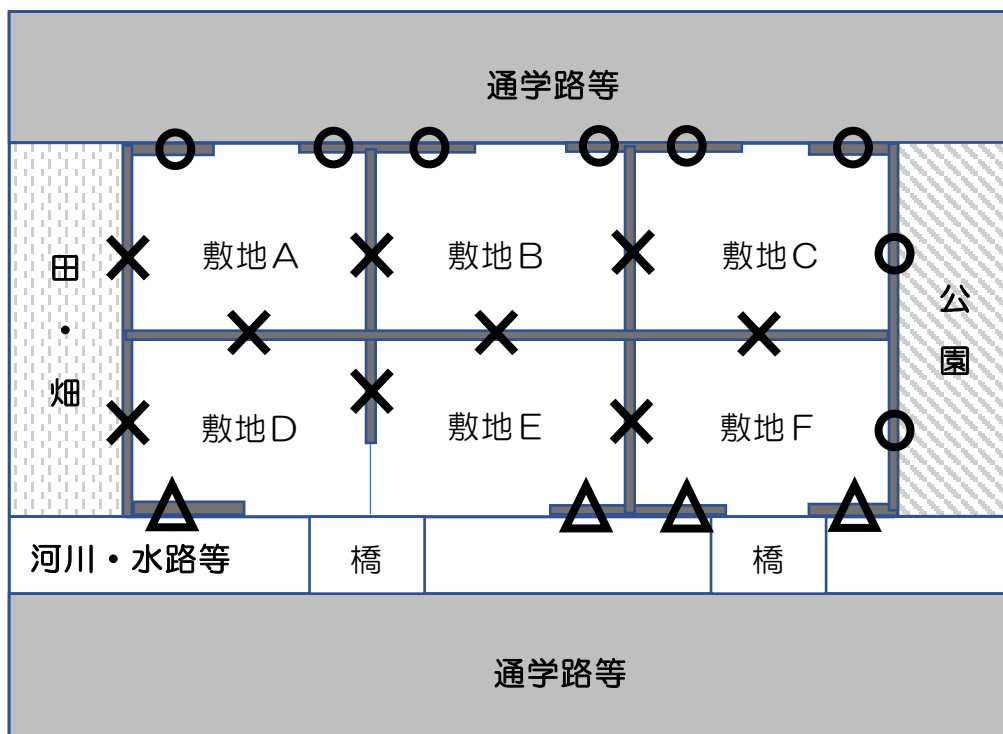
$H > 60\text{cm}$  かつ  $H \geq L$

補助対象工事：

ブロック塀等の撤去工事。



### 補助対象ブロック塀等の具体例



○  
補助対象。

×  
補助対象外。

△  
ブロック塀の高さによって補助の対象となる可能性があります。